

激変緩和の一定割合について

- 新制度施行に伴い、各市町村の被保険者一人当たりの納付金額が、一定割合以上増加すると見込まれる場合、激変緩和措置を講じ、保険税負担の緩和を図る。
- 平成30年9月に策定した埼玉県国民健康保険運営方針では、激変緩和措置の実施期間は、特例基金の設置期間となる平成30年度から35年度までの6年間としている。
- 6年間で激変緩和措置を終了するには、一定割合（＝自然増＋ α ）の α を定め、激変緩和措置額を徐々に減らしていく必要がある。
- 平成30年度の納付金算定では、一定割合を自然増（0.25%）のみとし、激変緩和の対象となったのは42市町村であった。
- 激変緩和前で1番高い伸び率は、121.1%。これを平成35年度までに解消するには、 $+\alpha$ を3.9%（@（121.1%－0.25%＝120.85%）を5年で解消）とする必要がある。
- しかし、一定割合を1年当たり自然増＋3.9%とした場合、保険税の急激な負担増を招く恐れがある。
- そこで、 $+\alpha$ の値を複数のパターンで検討したところ、35年度に激変緩和額の残がある市町村数は以下のとおりとなる。

$+\alpha$ の値	35年度に残がある市町村数
0.5	27
1.0	21
1.5	11
2.0	6
3.0	3
3.9	0

- 一方、平成30年度納付金の本算定では、平成30年度一人当たり保険税必要額と平成28年度一人当たり保険税必要額に差額が生じている。
- 最も大きい差額は、26,399円であり、この差額分も考慮して $+\alpha$ を検討する必要がある。

- 一人当たり保険税必要額の差額で一人当たり激変緩和の残額を吸収できる市町村もあり、比較したところ差額で吸収できない市町村数は次のとおりとなる。

+ α の値	吸収できない市町村数
0.5	15
1.0	8
1.5	3
2.0	3
3.0	2

- 差額で吸収できない市町村数が、一桁となるのは+ α = 1.0%の場合となる。
- + α = 1.0%の場合、13市町村が差額で吸収し、+ α = 1.5%の場合、8市町村が差額で吸収することになる。
- 被保険者の負担を考慮すると、可能な限り緩やかな激変緩和措置の減少が求められる。
- また、納付金制度はこれから始めるものであるため、施行当初においては緩やかな減少とし、状況を見ることとしたい。

財政運営WGにおける方向性

- 施行当初は、+ α = 1.0%とする。
制度開始後、埼玉県国保運営方針の見直し時期に合わせ、平成32年度に見直しをする。